

新生活が狙われる？引っ越し直後の訪問販売にご注意！

入学、就職など新生活が始まることの多い3、4月に、引っ越し直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。ご注意ください。

事例をご紹介します。

- ・引っ越し当日、業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような口ぶりだったので説明を聞いた。「居住者はみんな契約している」などと説明された。全室が購入しているなら仕方ないと思い約3万円を現金で支払、2年分のフィルターを受け取った。その後、不審に思い管理会社に確認したところ無関係であることがわかった。不要なのでクーリング・オフしたい。

新居に引っ越した直後は荷解きや手続きなどで忙しく、また、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。

突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」「周りはみんな契約している」などと勧誘されても、業者の話だけを信じてすぐに契約しないようにしましょう。業者の話について少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。

業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面（申込書、契約書など）を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。そして、クーリング・オフ期間内に工事が行われたとしても、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう求めることができます。

何らかのトラブルが生じた場合は、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。（消費者ホットライン188）

※消費者ホットライン：「188（いやや!）」番は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

（参考：国民生活センターHP）